

制度金融のご案内 (新型コロナウイルス感染症対応資金)

制度概要

佐賀県では、制度金融の枠組みを活用し、新たに民間金融機関で **実質無利子※・無担保・据置最大5年融資**を実施します。あわせて、信用保証（セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証）の **保証料も実質負担ゼロ**にします。

※本制度では、事業者の方がお支払いされた利子分（保証料）を事後的に補給しているため、「実質無利子・保証料実質負担ゼロ」と記載しています。

対象要件

セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれかを利用して、県の新型コロナウイルス感染症対応資金の融資を受けられた場合、以下の要件を満たせば、保証料・利子の減免を行います。

	売上高▲5%	売上高▲15%
個人事業主 (事業性あるフリーランス含む、小規模のみ)	保証料ゼロ・金利ゼロ	
小・中規模事業者 (上記除く)	保証料1/2※	保証料ゼロ・金利ゼロ

※本県独自の取組みとして、当該事業者の方の利子・保証料についても事後的に補給するため、すべての事業者の方の金利・保証料の負担が、実質的にゼロとなります。

その他の要件

- 融資上限額：6,000万円（貸付利率：1.3%）
- 補助期間：保証料は全融資期間、利子補助は当初3年間
※条件変更に伴い生じる追加保証料は、事業者の負担となります。
- 融資期間：10年以内（うち据置期間5年以内）
- 担保：無担保
- 保証人：代表者は一定要件（①法人・個人分離、②資産超過）を満たせば不要（代表者以外の連帯保証人は原則不要）

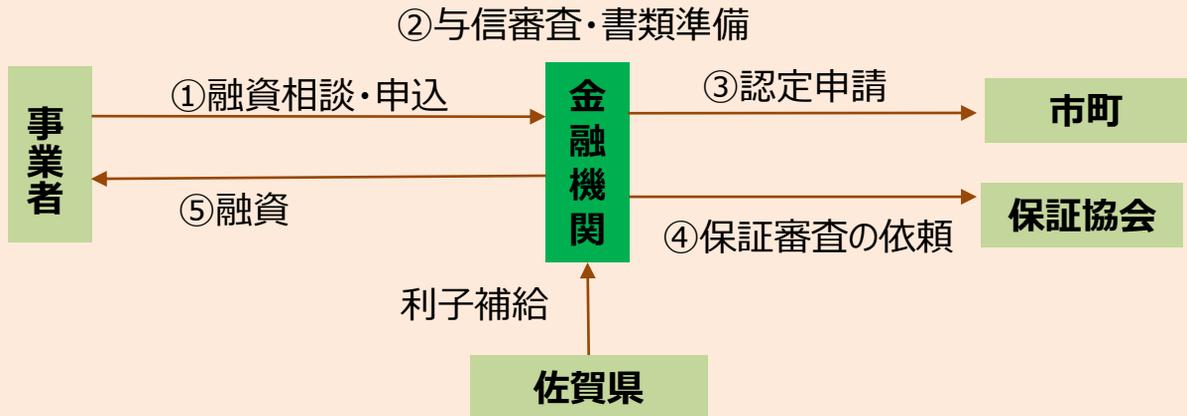
裏面をよくあるお問合せにお答えします。

よくあるお問合せ



申請の流れはどのようになりますか？

金融機関がワンストップで効率的、迅速に申請手続きを行います。
まずはお取引のある又はお近くの金融機関にご相談ください。



売上高減少要件はどのように判断しますか？

売上高減少要件は、セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証の適用要件と連動しておりますので、

セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証
いずれかの認定書を取得してください。



いつまで申込みできますか？

令和3年3月31日まで申込みを受け付けておりますので、
まずはお取引のある又はお近くの金融機関にご相談ください。



申請に必要な情報を教えてください。

- ① 市町の認定書 (セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれか)
- ② 金融機関必要書類
- ③ 保証協会必要書類 など

※具体的にどのような資料が必要となるかは、各金融機関へご相談ください。